

第四章 申告、納付及び還付

(相続税の申告書)

第二十七条 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。）により財産を取得した者及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）に係る第十五条から第十九条まで及び第十九条の三から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、当該住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなるときの課税価格（第十九条の三から第二十一条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定による相続税額があるときは、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第二百七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。第五項において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌月以内（その者が国税通則法第二百七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、その死亡した者に係る前項の申告書をその死亡した者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

第四章 申告及び納付

(相続税の申告書)

第二十七条 相続又は遺贈により財産を取得した者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）に係る第十五条から第十九条まで及び第十九条の三から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。第五項において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌月以内（その者が国税通則法第二百七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、その死亡した者に係る前項の申告書をその死亡した者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

3

相続時精算課税適用者は、第一項の規定により申告書を提出すべき場合のほか、第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるため、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る相続税の課税価格、還付を受ける税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

4

前三項の規定により申告書を提出する場合には、当該申告書に被相続人の死亡の時における財産及び債務、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者がこれら的事由により取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他財務省令で定める事項を記載した明細書その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人で第一項、第二項（次条第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により申告書を提出すべきもの又は提出することができるものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる。

6

第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する申告書の提出期限前に相続税について決定があつた場合には、適用しない。

（贈与税の申告書）

第二十八条 贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の五、第二十二条の七及び第二十二条の八の規定による贈与税額があるとき又は当該財産が第二十二条の九第三項の規定の適用を受けるものであるときは、その年の翌年一月一日から三月十五日まで（同年一月一日から三月十五日までに国税通則法第一百七十二条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 省 略

二 相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合に、その年一月一日から死亡の日までに第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得したとき。

3

前二項の規定による申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人の死亡の時における財産及び債務、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者がこれら的事由により取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

4

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人で第一項又は第二項（次条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる。

5

第一項又は第二項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に相続税について決定があつた場合には、適用しない。

（贈与税の申告書）

第二十八条 贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十二条の五、第二十二条の七及び第二十二条の八の規定による贈与税額があるときは、その年の翌年一月一日から三月十五日まで（同年一月一日から三月十五日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、左の各号に掲げる場合について準用する。

一 同 上

三 前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合

- 3 前条第六項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する同条第一項の規定により提出すべき申告書について準用する。

4 特定贈与者からの贈与により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を相続時精算課税適用者が取得した場合において、当該特定贈与者が当該贈与をした年の中途において死亡したときは、当該贈与により取得した財産については、第一項の規定は適用しない。

(相続財産法人に係る財産を与えた者に係る相続税の申告書)

第二十九条 第三条の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかるず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 第二十七条第二項及び第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(期限後申告の特則)

第三十条 第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

- 2 第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

(修正申告の特則)

第三十一条 第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告

二 前項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合

- 3 前条第五項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書について準用する。

(相続財産法人に係る財産を与えた者に係る相続税の申告書)

第二十九条 第三条の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかるず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他政令で定めた事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 第二十七条第一項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(期限後申告の特則)

第三十条 第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

- 2 第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

(修正申告の特則)

第三十一条 第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告

書に係る期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第五号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

2 前項に規定する者は、第三条の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十ヶ月以内（その者が国税通則法第二百七十七条第一項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 省略

4 第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（贈与税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

（更正の請求の特則）

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき国税通則法第二百七十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（一） 第五十五条の規定により分割されていない財産について民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていていた場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと。

（二） 民法第七百八十七条（認知の訴え）又は第八百九十二条から第八百九十四条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条（相続回復請求権）に規定する相続

書に係る期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

2 前項に規定する者は、第三条の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十ヶ月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 同上

（一） 第五十五条の規定により分割されていない財産について民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていていた場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと。

（二） 民法第七百八十七条又は第八百九十二条から第八百九十四条までの規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項の規定による相続の放棄の

の回復、同法第九百十九条第二項（承認又は放棄の取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定した
ハシ。

取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

- | | | | |
|---|----|---|------------------------------------|
| 四 | 省略 | 五 | 前各号に規定する事由に進ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。 |
| 六 | 省略 | 六 | 同上 |
| 七 | 省略 | 七 | 同上 |
| 八 | 省略 | 八 | 同上 |

（納付）

第三十三条 期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書を提出した者は、これらの申告書の提出期限までに、これらの申告書に記載した相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税を国に納付しなければならない。

（納付）

第三十三条 第二十七条から第二十九条までの規定による申告書（第五十条第二項を除き、以下「期限内申告書」という。）又は第三十一条第二項の規定による修正申告書を提出した者は、これらの申告書の提出期限までに、これらの申告書に記載した相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税を国に納付しなければならない。

- 第三十三条の二 税務署長は、第二十一条の十五から第二十一条の十八までの規定により相続税額から控除される第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額がある場合において、当該金額を当該相続税額から控除してもなお控除しきれなかつた金額があるときは、第二十七条第三項の申告書に記載されたその控除しきれなかつた金額（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税について第二十一条の八の規定の適用を受けた場合にあつては、当該金額から同条の規定により控除した金額を控除した残額）に相当する税額を還付する。

- 2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

- 一 前項の申告書が基準日までに提出された場合 その基準日
- 二 前項の申告書が基準日後に提出された場合 その提出の日
- 3 第一項の規定は、第二十七条第三項の申告書が提出された場合に限り、適用する。

4 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

5 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正があつた場合において、その更正により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

6 前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適すこととなつた日）までの期間とする。

一 第四項の規定による還付金 同項の決定があつた日

二 前項の規定による還付金 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

イ 前項の更正に係る申告書が基準日までに提出された場合 その基準日

ロ 前項の更正に係る申告書が基準日後に提出された場合 その提出の日

ハ 前項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

7 第二項及び前項の基準日とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項、第四項又は第五項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連帯納付の義務)

第三十四条 同一の被相続人から相続又は遺贈（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。）により

(連帯納付の義務)

第三十四条 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈に因り取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺

財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任する。

- 2 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、当該被相続人に係る相続税又は贈与税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

- 3 相続税又は贈与税の課税価格計算の基礎となつた財産につき贈与、遺贈若しくは寄附行為による移転があつた場合においては、当該贈与若しくは遺贈により財産を取得した者又は当該寄附行為により設立された法人は、当該贈与、遺贈若しくは寄附行為をした者の当該財産を課税価格計算の基礎に算入した相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税又は当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税又は当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税について、その受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責めに任ずる。

- 4 財産を贈与した者は、当該贈与により財産を取得した者の当該財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額として政令で定める金額に相当する贈与税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責めに任ずる。

(更正及び決定の特則)

第三十五条 省略

- 2 税務署長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、申告書の提出期限においても、その課税価格又は相続税額若しくは贈与税額の更正又は決定をすることができる。

一 省略

- 二 第二十八条第二項第一号に掲げる場合において、同号に規定する者が死亡した日の翌日から十月を経過したとき。

- 三 第二十八条第二項第二号に掲げる場合において、同号に規定する者が死亡した日の翌日から十月を経過したとき。

- 四 第二十八条第二項第三号に掲げる場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

(更正及び決定の特則)

第三十五条 同上

- 2 税務署長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、申告書の提出期限においても、その課税価格又は相続税額若しくは贈与税額の決定又は更正をすることができる。

一 同上

- 二 第二十八条第二項第一号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する者が死亡した日の翌日から十月を経過したとき。

- 三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

五 省 略

3 税務署長は、第三十二条第一号から第五号までの規定による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基づき、その者に係る課税価格又は相続税額の更正又は決定をする。ただし、当該請求が相続税額の更正又は決定をする。ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限られた日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一 当該他の者が第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）を提出し、又は相続税について決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基づく更正の基準となつた事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。

二 省 略

4 税務署長は、第二十二条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と次条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条 税務署長は、贈与税について、国税通則法第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかるらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定（以下この項及び次項において「更正決定」という。）又は賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、する」とができる。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間

四 同 上

3 税務署長は、第三十二条第一号から第四号までの規定による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基づき、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一 当該他の者が第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）を提出し、又は相続税について決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基づく更正の基準となつた事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。

二 同 上

第三十六条及び第三十七条 削除

制限の特例) の規定の適用については、同項中「が前条」とあるのは「が前条並びに相続税法第三十六条第一項及び第二項(贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則)」と、「前条」とあるのは「前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項」とする。

一 贈与税についての更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二 前号に掲げる更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項(修正申告)に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三 前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらに伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則法第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税についてする賦課決定 その納稅義務の成立の日

偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税(その贈与税に係る加算税を含む。)についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税通則法第二条第九号(定義)に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納稅申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二 贈与税に係る賦課決定 その納稅義務の成立の日

三 第一項の場合において、贈与税に係る国税通則法第七十二条第一項(国税の徵收権の消滅時効)に規定する国税の徵收権の時効は、同法第七十三条第三項(時効の中断及び停止)の規定の適用がある場合を除き、当該贈与税の申告書の提出期限から一年間は、進行しない。

4 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替

えるものとする。

第三十七条 削除

(延納)

第三十八条 税務署長は、第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納稅方式による國稅等の納付）の規定により納付すべき相続税額が十万円を超えて、かつ、納稅義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金錢で納付することを困難とする事由がある場合は、納稅義務者の申請により、その納付を困難とする事由がある場合は、納稅義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、五年以内（相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額（以下「課稅相続財産の価額」という。）のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額（以下「不動産等の価額」という。）が占める割合が十分の五以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。）の年賦延納を許可することができる。この場合において、延納税額が五十万円（課稅相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合は、百五十万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、延納税額を十万円で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

254 省略

第四十条 省略

2 税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税又は延滞税に相当する額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき、その者が当該延納税額に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徵收法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第二条第十二号（定義）に規定する強制換価手続が開始されたときは又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定期をしたときは、その許可を取り消すことができる。この場合においては、当該強制換価手續が開始されたとき及び限定期をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聞かなければならない。

3 省略

第三十八条 税務署長は、第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額が十万円を超えて、かつ、納稅義務者について納期限までに又は納付すべき日に金錢で納付することを困難とする金額を限度として、五年以内（相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額（以下「課稅相続財産の価額」という。）のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額（以下「不動産等の価額」という。）が占める割合が十分の五以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。）の年賦延納を許可することができる。この場合において、延納税額が五十万円（課稅相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合は、百五十万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、延納税額を十万円で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

254 同上

第四十条 同上

2 税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税又は延滞税に相当する額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき、その者が当該延納税額に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徵收法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第二条第十二号に規定する強制換価手續が開始されたときは又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定期をしたときは、その許可を取り消すことができる。この場合においては、当該強制換価手續が開始されたとき及び限定期をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聞かなければならない。

3 同上

(物納)

第四十一条 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額を延納によつても金錢で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を除く。）でこの法律の施行地にあるもののうち次に掲げるものとする。

一・二 省略

三 社債（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等を除く。）及び株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項（定義）に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四 省略

3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ一（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

(物納)

第四十一条 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額を延納によつても金錢で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるもののうち次に掲げるものとする。

一・二 同上

三 社債（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等を除く。）及び株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四 同上

3 同上

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ一に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第一条第六項（定義）に規定する
特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

4 第二項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、同項第三号に掲げる財産については同項第一号及び第二号に掲げる財産、同項第四号に掲げる財産については同項第一号から第三号までに掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。

第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日までに、政令で定めるところにより、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、物納に充てようとする財産の種類及び価額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条の規定に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請を許可し、又は当該申請を却下する。ただし、当該申請に係る物納財産が管理又は処分をするのに不適当であると認める場合には、その変更を求め、当該申請者が第四項の規定による申請書を提出するのをまつて当該申請の許可又は却下をすることができる。

3 税務署長は、前項の規定により許可をし、若しくは却下をした場合又は同項ただし書の規定により物納財産の変更を求めようとする場合においては、当該許可に係る税額及び物納財産若しくは当該却下をした旨及びその理由又は当該変更を求めるようとする旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4 第二項ただし書の規定により物納財産の変更を求められた者は、他の財産をもつて物納に充てようとするときは、その旨の通知を受けた日から二十日以内に、その物納に充てようとする財産の種類及び価額その他政令で定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。当該期間内に申請書の提出がなかつた場合には、その者は、物納の申請を取り下げたものとみなす。

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

4 第二項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、同項第三号に掲げる財産については同項第一号及び第二号に掲げる財産、同項第四号に掲げる財産については同項第一号から第三号までに掲げる財産で納税義務者が物納申請の際に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。

第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日までに、政令の定めるところにより、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、物納に充てようとする財産の種類及び価額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条の規定に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請を許可し、又は当該申請を却下する。但し、当該申請に係る物納財産が管理又は処分をするのに不適当であると認める場合には、その変更を求め、当該申請者が第四項の規定による申請書を提出するのをまつて当該申請の許可又は却下をすることができる。

3 税務署長は、前項の規定により許可をし、若しくは却下をした場合又は同項ただし書の規定により物納財産の変更を求めようとする場合においては、当該許可に係る税額及び物納財産若しくは当該却下をした旨及びその理由又は当該変更を求めるようとする旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4 第二項但書の規定により物納財産の変更を求められた者は、他の財産をもつて物納に充てようとするときは、その旨の通知を受けた日から二十日以内に、その物納に充てようとする財産の種類及び価額その他政令で定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。当該期間内に申請書の提出がなかつた場合には、その者は、物納の申請を取り下げたものとみなす。

5 省略

第四十三条 物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

2 物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

3 物納の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その物納に充てた財産は、政令で定めるところにより、納税義務者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。ただし、当該財産が換価されていたとき、公用若しくは公共の用に供されており、若しくは供されることが確実であると見込まれるとき又は過誤納額が当該財産の収納価額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

4 省略

5 税務署長は、物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつていて不動産がある場合において、当該物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を、金銭で一時に納付し、又は政令で定めるところにより延納の許可を受けて納付することができることとなつたときは、当該不動産については、その収納後においても、当該物納の許可を受けた日から一年以内にされたその者の申請により、その物納の撤回を承認することができる。ただし、当該不動産が換価されていたとき又は公用若しくは公共の用に供されており、若しくは供されることが確実であると見込まれるときは、この限りでない。

6・7 省略

8 第五項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、その物納の撤回に係る相続税の納付に併せて、当該相続税の納期限又は納付すべき日（同日前に物納の許可の申請があつた場合は、当該申請があつた日）の翌日から次の各号に掲げる相続税の区分に応じ当該各号に定める日までの期間につき、政令で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一一 省略

9・10 省略

（延納又は物納に関する事務の引継ぎ）

5 同上

第四十三条 物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。但し、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

2 物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

3 物納の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その物納に充てた財産は、政令の定めるところにより、納税義務者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。但し、当該財産が換価されていたとき、公用若しくは公共の用に供されており若しくは供されることが確実であると見込まれるとき又は過誤納額が当該財産の収納価額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

4 同上

5 税務署長は、物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつていて不動産がある場合において、当該物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を、金銭で一時に納付し、又は政令で定めるところにより延納の許可を受けて納付することができることとなつたときは、当該不動産については、その収納後においても、当該物納の許可を受けた日から一年以内にされたその者の申請により、その物納の撤回を承認することができる。ただし、当該不動産が換価されていたとき又は公用若しくは公共の用に供されており、若しくは供されることが確実であると見込まれるときは、この限りでない。

6・7 同上

8 第五項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、その物納の撤回に係る相続税の納付に併せて、当該相続税の納期限又は納付すべき日（同日前に物納の許可の申請があつた場合は、当該申請があつた日）の翌日から次の各号に掲げる相続税の区分に応じ当該各号に掲げる日までの期間につき、政令で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一一 同上

（延納又は物納に関する事務の引継ぎ）

第四十四条 国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

（申告書の公示）

第四十九条 税務署長は、相続税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納稅地及び課稅價格を少なくとも一月間公示しなければならない。

一 省 略

二 当該申告書に添付された第二十七条第四項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時における財産（当該被相続人が贈与をした財産で第二十七条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額（債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が五億円を超える場合

2 省 略

（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）

第四十九条の二 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十七条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者（以下この項において「他の共同相続人等」という。）がある場合には、当該被相続人による相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等が当該被相続人から取得した第二十七条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課稅價格（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課稅價格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課稅價格）の合計額について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時における住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求ができる。

2 前項の請求があつた場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該請

第四十四条 国税通則法第四十三条第三項の規定により国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

（申告書の公示）

第四十九条 同 上

一 同 上

二 当該申告書に添付された第二十七条第三項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時における財産の価額（債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が五億円を超える場合

2 同 上

求後一月以内に同項の開示をしなければならない。

(修正申告等に対する国税通則法の適用に関する特則)

第五十条 第三十条の規定による期限後申告書若しくは第三十一条第一項若しくは第四項の規定による修正申告書の提出又は第三十五条第三項若しくは第四項の規定による更正若しくは決定があつた場合におけるこれらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すれば、これらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定があつた日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第一項の更正に対する国税通則法の規定については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条（修正申告の効力）の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項（期限内申告書）に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

(延滞税の特則)

第五十一条 延納の許可があつた場合における相続税及び贈与税に係る延滞税については、その相続税額又は贈与税額のうち当該延納の許可を受けたものとその他のものとに区分し、さらに当該延納の許可を受けたものを各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。この場合においては、当該延納の許可を受けた税額のうちに同法第三十五条第二項（

(修正申告等に対する国税通則法の適用に関する特則)

第五十条 第三十条の規定による期限後申告書若しくは第三十一条第一項の規定による修正申告書の提出又は第三十五条第三項の規定による更正若しくは決定があつた場合におけるこれらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき相続税の徴収を目的とする国の権利については、これらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定があつた日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 同上

一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

(延滞税の特則)

第五十一条 延納の許可があつた場合における相続税及び贈与税に係る延滞税については、その相続税額又は贈与税額のうち当該延納の許可を受けたものとその他のものとに区分し、さらに当該延納の許可を受けたものを各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。この場合においては、当該延納の許可を受けた税額のうちに同法第三十五条第二項の

申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべきものがあるときは、当該納付すべき税額に係る延滞税のうち第三十三条の規定による納期限の翌日から同法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものとその他のものとに区分し、さらに当該その他のものについては各分納税額ごとに区分するものとする。

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に掲げる期間は、国税通則法第六十条第二項(延滞税)の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 相続又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる事由による期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間

イ 期限内申告書の提出期限後に、その被相続人から相続又は遺贈(当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次号イにおいて同じ。)により財産を取得した他の者が当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたこと。

ロ 期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

ハ 第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項(更正又は決定の手続)に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日(ハに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これら的通知書を発した日と当該事由の生じた日から四月を経過する日とのいずれか早い日)までの期間

イ その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていないものがあつたこと。

ロ 期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第一号に掲げる給与の支給を受けたこと。

ハ 第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたこと。

国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額又は贈与税額に

規定により納付すべきものがあるときは、当該納付すべき税額に係る延滞税のうち第三十三条の規定による納期限の翌日から同法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものとその他のものとに区分し、さらに当該その他のものについては各分納税額ごとに区分するものとする。

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に掲げる期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 同上

イ 期限内申告書の提出期限後に、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたこと。

ロ 第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日(ロに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を発した日と当該事由の生じた日から四月を経過する日とのいずれか早い日)までの期間

イ その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていないものがあつたこと。

ロ 第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたこと。

ハ 第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額又は贈与税額に

つき延納の許可を受けた者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものを、当該延納に係る第一回に納付すべき分納税額に併せて納付しなければならない。

4 省略

(利子税)

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税を併せて納付しなければならない。

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合（次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。以下「利子税の割合」という。）を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税

イ・ロ 省略

二 省略

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

3・4 省略

(未分割遺産に対する課税)

第五十五条 相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合に

つき延納の許可を受けた者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定による納期限の翌日から同法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものを、当該延納に係る第一回に納付すべき分納税額にあわせて納付しなければならない。

4 同上

(利子税)

第五十二条 延納の許可を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税をあわせて納付しなければならない。

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合（次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。以下「利子税の割合」という。）を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税

イ・ロ 同上

二 同上

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

3・4 同上

(未分割遺産に対する課税)

第五十五条 相続又は包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合に

合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割が該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合には、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納稅義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条の更正の請求を更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

（市町村長等の通知）

第五十八条 市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2 省略

（調書の提出）

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの、支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が財務省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。

一 保険会社（共済事業を行なう者を含む。） 支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書

において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合には、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納稅義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条の更正の請求をして、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

（市町村長等の通知）

第五十八条 市町村長その他戸籍に関する事務を管掌する者は、死亡又は失そ、うに関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2 同上

（調書の提出）

第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が財務省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。

一 保険会社（共済事業を行なう者を含む。） 支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書

二・三 省略

2 この法律の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税又は贈与税の納稅義務者又は納稅義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作成して提出しなければならない。

3 第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した磁気テープ等の他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書とみなす。

（当該職員の質問検査権）

第六十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条第三号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一～七 省略

2 省略

3 当該職員は、第一項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合においては、その身分を示す証票を携帶し、利害関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 省略

（相続財産等の調査）

第六十一条 相続の開始があつた場合においては、当該相続の開始地の所轄税務署長は、当該相続開始の時における被相続人の財産の価額及び債務の金額並びに当該財産及び債務の帰属の状況等を調査し、これを当該被相続人から相続又は遺贈（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第二項の規定の

二・三 同上

2 この法律の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税又は贈与税の納稅義務者又は納稅義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作成して提出しなければならない。

（当該職員の質問検査権）

第六十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条第三号において同じ。）を検査することができる。

一～七 同上

2 同上

3 当該職員は、第一項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合においては、その身分を示す証票を携帶し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 同上

（相続財産等の調査）

第六十一条 相続の開始があつた場合においては、当該相続の開始地の所轄税務署長は、当該相続開始の時における被相続人の財産の価額及び債務の金額並びに当該財産及び債務の帰属の状況等を調査し、これを当該被相続人から相続又は遺贈（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第二項の規定の

適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者(当該被相続人に係る相続時精算課税適用者を含む。)の納稅地の所轄稅務署長に通知しなければならない。

(納稅地)

第六十二条 相続税及び贈与税は、第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号若しくは第三号の規定に該当する者及び第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地(この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地)をもつて、その納稅地とする。

2 第一条の三(第二号若しくは第三号又は第一条の四第二号若しくは第三号)の規定に該当する者及び第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納稅地を定めて、納稅地の所轄稅務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納稅地を指定し、これを通知する。

3 納稅義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税又は贈与税(第二十七条第二項(第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。)については、その死亡した者の死亡当時の納稅地をもつて、その納稅地とする。

(相続人の数に算入される養子の数の否認)

第六十三条 第十五条第二項各号に掲げる場合において当該各号に定める養子の数を同項の相続人の数に算入することが、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、相続税についての更正又は決定に際し、税務署長の認めるところにより、当該養子の数を当該相続人の数に算入しないで相続税の課税価格(第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額)及び相続税額を計算することができる。

(同族会社の行為又は計算の否認等)

第六十四条 省略

2 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第十号(定義)に規定する同族会社をいう。

3 省略

(納稅地)

第六十二条 相続税及び贈与税は、第一条第一号又は第一条の二第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地(この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地)をもつて、その納稅地とする。

2 第一条第一号又は第一条の二第二号の規定に該当する者及び第一条第一号又は第一条の二第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納稅地を定めて、納稅地の所轄稅務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納稅地を指定し、これを通知する。

3 納稅義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税又は贈与税(第二十七条第二項(第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。)については、その死亡した者の死亡当時の納稅地をもつてその納稅地とする。

(相続人の数に算入される養子の数の否認)

第六十三条 第十五条第二項各号に掲げる場合において当該各号に定める養子の数を同項の相続人の数に算入することが、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、相続税についての更正又は決定に際し、税務署長の認めるところにより、当該養子の数を当該相続人の数に算入しないで相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)及び相続税額を計算することができる。

(同族会社の行為又は計算の否認等)

第六十四条 同上

2 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第十号に規定する同族会社をいう。

3 同上